

様式第33号(第35条関係)(表面)

退職手当支払差止処分書

年　月　日
様

神奈川県市町村職員退職手当組合
組合長 印

神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第18条第2項の規定に基づき、一般的な退職手当等の額の支払を差し止めます。

なお、この処分についての審査請求は、行政不服審査法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対してすることができます。

また、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、神奈川県市町村職員退職手当組合長に対して、この処分の取消しを申し立てることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、神奈川県市町村職員退職手当組合を被告として(被告を代表する者は神奈川県市町村職員退職手当組合長)提起することができます(なお、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。(なお、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

(退職をした者の氏名)

(採用年月日)	年　月　日	(勤続期間)	年　月
(退職年月日)	年　月　日		

様式第33号(裏面)

(退職時の所属名)		
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) (　職　級　号給)	円
(一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)		
(思料される犯罪に係る罰条：)		
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われます。 <ol style="list-style-type: none">この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があつた日から6か月を経過した場合この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第19条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合(ただし、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りではない。)この処分を行った者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合		

備考1 勤続期間とは、神奈川県市町村職員退職手当組合退職手当支給条例第9条第1項に規定する勤続期間をいう。